

福島地方法務局からのお知らせ

福島地方法務局 訟務部門及び人権擁護課は、下記の場所へ移転します。

業務開始日：平成24年1月16日(月)から

住所：〒960-0103 福島市本内字南長割1-3
(福島地方法務局分室内)

※交通手段

- 1 JR東北本線「福島」駅下車，福島駅東口から月の輪台団地・月の輪経由保原・月の輪経由梁川行「砂入」バス停下車，徒歩1分
- 2 国道4号線「岩谷下交差点」より車で7分(約3km)

※登記・供託・戸籍の事務については、従来どおり福島地方法務局(合同庁舎)にて行います。



【お問い合わせ先】

福島地方法務局総務課

福島市霞町1-46

電話：024-534-1111